

「聖風会」学則

第一章 開講目的

第1条 養成研修の目的として、高齢者の人口の増加かつ多様化する介護ニーズに応じた介護サービスを提供するため、また、高齢者や障害者を持つ方々等の自立を助け、介護の負担軽減を図るための介護技術の修得、普及に必要な専門的知識、技能を有する介護員の養成を図ることを目的とする。

第2条 本研修事業の名称は、社会福祉法人聖風会 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）（通学）とする。

第3条 本研修事業の実施場所は、受講要領の定めるとおりとする。

第二章 受講資格・研修期間及び定員

第4条 受講資格は原則として、将来介護員として地域の介護事業等に従事することを希望する者とする。

第5条 本研修事業の研修期間は原則として、初任者研修課程について8ヶ月以内の範囲で修了することとする。

第6条 本研修事業の定員は原則として、初任者研修課程については15名以内の範囲とする。

第三章 受講時間および講師

第7条 研修カリキュラム及び講師については、受講要領の定めるとおりとする。

第四章 受講期間・受講手続、修了及び賞罰

第8条 研修開始時期は、受講要領の定めるとおりとする。

第9条 研修受講手続は、社会福祉法人聖風会において取り扱う。

第10条 本研修事業の課程を修了した者には、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

第11条 次に該当するものについては、受講資格を取り消すことがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で修了の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由なく、出席が常でない者

第12条 本研修事業の養成研修のテキスト代、受講施設までの交通費、及び諸経費は、参加者が負担する。

以上